

平成29年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月13日開会～6月15日閉会

双葉町議会

平成29年第2回双葉町議会定例会会議録目次

| | |
|----------------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

第 1 日 (6月13日)

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 4 |
| 開 会 | 5 |
| 開 議 | 5 |
| 議事日程の報告 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 行政報告 | 5 |
| 報告第1号 | 8 |
| 報告第2号 | 8 |
| 議案第36号から諮問第1号までの一括上程 | 9 |
| 議案第36号から諮問第1号までの提案理由の説明 | 9 |
| 散 会 | 11 |

第 2 日 (6月14日)

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程 | 13 |
| 出席議員 | 14 |
| 欠席議員 | 14 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 14 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 14 |
| 開 議 | 15 |
| 議事日程の報告 | 15 |

| | |
|---------------------|-----|
| 一般質問 | 1 5 |
| 1 番 尾 形 彰 宏 君 | 1 5 |
| 発言の取り消し | 2 2 |
| 3 番 羽 山 君 子 君 | 2 3 |
| 4 番 高 萩 文 孝 君 | 2 8 |
| 5 番 菅 野 博 紀 君 | 3 3 |
| 散 会 | 4 2 |

第 3 日 (6月15日)

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 議事日程 | 4 5 |
| 出席議員 | 4 6 |
| 欠席議員 | 4 6 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 4 6 |
| 職務のため議場に参加した者の職氏名 | 4 6 |
| 開 議 | 4 7 |
| 議事日程の報告 | 4 7 |
| 議案第36号の質疑、討論、採決 | 4 7 |
| 議案第37号の質疑、討論、採決 | 4 8 |
| 議案第38号の質疑、討論、採決 | 4 9 |
| 議案第39号の質疑、討論、採決 | 5 0 |
| 議案第40号の質疑、討論、採決 | 5 1 |
| 議案第41号の質疑、討論、採決 | 5 1 |
| 議案第42号の質疑、討論、採決 | 5 2 |
| 議案第43号の質疑、討論、採決 | 5 3 |
| 議案第44号の質疑、討論、採決 | 5 3 |
| 議案第45号の質疑、討論、採決 | 5 5 |
| 諮問第1号の質疑、討論、採決 | 5 6 |
| 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について | 5 7 |
| 閉 会 | 5 7 |

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

29 双葉町告示第6号

平成29年第2回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年5月24日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成29年6月13日（火）
午前11時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君
3番 羽山君子君
5番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

2番 石田翼君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成29年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年6月13日（火曜日）午前11時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第 1号 平成28年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第6 報告第 2号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第7 議案第36号 専決処分の承認について
専決第 2号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議案第37号 専決処分の承認について
専決第 3号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第38号 専決処分の承認について
専決第 4号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第39号 専決処分の承認について
専決第 5号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第40号 専決処分の承認について
専決第 6号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第41号 専決処分の承認について
専決第 7号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第42号 専決処分の承認について
専決第 8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第43号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第44号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第45号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

散 会

○出席議員（8名）

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形彰宏君 | 2番 | 石田翼君 |
| 3番 | 羽山君子君 | 4番 | 高萩文孝君 |
| 5番 | 菅野博紀君 | 6番 | 清川泰弘君 |
| 7番 | 岩本久人君 | 8番 | 佐々木清一君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|--------|
| 町長 | 伊澤史朗君 |
| 副町長 | 金田勇君 |
| 教育長 | 館下明夫君 |
| 総括参事 | 武内裕美君 |
| 秘書広報課長 | 板倉幸美君 |
| 総務課長 | 舶来丈夫君 |
| 復興推進課長 | 平岩邦弘君 |
| 戸籍税務課長 | 山本一弥君 |
| 産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長 | 志賀睦君 |
| 建設課長 | 猪狩浩君 |
| 住民生活課長 | 松本信英君 |
| 健康福祉課長兼 青年婦人会館長 | 橋本仁君 |
| 生活支援課長 | 志賀公夫君 |
| 会計管理者 | 井戸川陽一君 |
| 教育総務課長 | 高橋秀行君 |
| 代表監査委員 | 石川雄彦君 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 山下正夫 |
| 書記 | 高橋春枝 |

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、7番、岩本久人君、1番、尾形彰宏君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月8日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月15日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） 平成29年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、6月2日に県町村議会議長会定期総会において優良議会として表彰を受けられたこと、まことにおめでとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

平成28年度事業として取り組みました双葉町東日本大震災記録誌は、震災から6年間の町の動きを確認し、町民や行政区長、災害対応に当たった関係者などの証言をもとに編集し、発行いたしました。本年3月に完成、3月下旬から各世帯へ発送し、さらに国、県、関係市町村、各種機関などに配付を行ったところです。避難生活を強いられた複合災害を風化させることのないよう、正しく語り継ぎ、教訓として後世に伝えていきたいと考えております。

平成26年度から導入したICTきずな支援システム事業は、3年を経過し、タブレット端末の経年劣化や保証期間が終了したことから、本年3月末から新しいタブレット端末を各世帯に貸与し、活用いただいております。今後もタブレットコミュニティー集会や個別相談会などで操作の説明やアプリケーションの紹介などを行い、ICTを活用した迅速な情報発信や町民同士のコミュニティーの維持を図ってまいります。

3月31日、双葉町における町内復興拠点の整備を推進するため、独立行政法人都市再生機構と「双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に関する協力協定書」を締結いたしました。今回の協定締結により、復興まちづくり計画（第二次）の中で位置づけた「新たな産業・雇用の場」と「発信の場」としての中野地区、及び「新たな生活の場」としてのJR双葉駅周辺地区における復興まちづくりを協力して推進してまいります。

4月6日、双葉町立小中学校合同入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。南小学校に3名、北小学校に4名、中学校に7名が入学、ふたば幼稚園に3歳児が2名、4歳児が1名、5歳児が1名入園いたしました。園児、児童生徒数の合計は昨年度当初より11名多い46名となりました。今後も園児、児童生徒数がふえるよう努めてまいります。

4月29日夕方ごろに、浪江町井手地内から発生した林野火災は、双葉地方消防本部及び県内各消防本部からの応援部隊、陸上自衛隊による地上消火、ヘリコプターによる空中消火など懸命な消火活動の結果、出火から12日目となる5月10日に鎮火しました。

今回の林野火災の対応として、双葉町災害対策本部、浪江町との現地合同対策本部を立ち上げ、鎮火までの間、町職員等延べ128名が町災害対策本部及び現地合同対策本部に詰め、情報収集や消火部隊への後方支援活動等を行ったところであります。帰還困難区域での火災は、特殊な環境のもとでの消火活動となり、消火体制などについて、検討すべき課題を多く感じたところであります。本町にお

いては全町民が避難を強いられており、また隣接町村の住民の帰還の状況を見ると、非常時における自治体間の「助け合い」の必要性を痛感したところであります。今後、自治体間の連携を図り、防災力を補う体制づくりの構築に努めてまいります。

5月19日、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が公布・施行され、帰還困難区域内に、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度が創設され、これにより帰還困難区域を含めた町内の復興まちづくりに、ようやく本格的に着手できるようになりました。5月21日には、いわき事務所に来訪された吉野正芳復興大臣に対して、佐々木議会議長、岩本議会副議長同席のもと、双葉町の意向を最大限尊重した特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定を強く要望するとともに、5月25日に開催された議会全員協議会において、福島復興再生特別措置法の改正内容について、議会とともに復興庁から説明を受けたところです。

5月27日、町立小中学校仮設校舎体育館で学校再開以来3回目の幼稚園、南・北小学校合同運動会を開催いたしました。今年は、昨年より園児、児童数が9名多い35名での運動会となりました。先生や保護者からの声援を受け、力を合わせて頑張る子供たちの姿に大きな成長を感じたところであります。

町の復興に向けた取り組みについてであります。まず中野地区復興産業拠点の都市計画については、3月22日に開催した第1回双葉町復興整備協議会において、国と県の協議が調ったことから、翌23日に町として都市計画決定をいたしました。これを受けて、4月15、16日の2日間、中野地区復興産業拠点の整備に係る地権者説明会を開催し、土地利用計画及び整備スケジュール、土地代金等について説明いたしました。現在は、地権者の皆様から用地の協力をいただくため、個別説明に全力で取り組んでおります。

また、福島県が整備する復興祈念公園については、5月31日に開催した第2回双葉町復興整備協議会での審議を経て、6月2日に復興祈念公園の区域約48.4ヘクタールのうち、双葉町大字中浜、大字両竹、大字中野の一部の区域約22.8ヘクタールの都市計画が決定されたところです。

次に、復興まちづくり計画（第二次）に記載された施策を具現化するための新たな取り組みとして、中堅・若手職員が役場庁内共通認識のもと全体で町の復興に取り組む検討体制を構築するため、庁内の検討組織である復興まちづくり計画推進会議幹事会のもとに、検討会としてワーキンググループを設置いたしました。まずは、早急に検討が必要な課題である産業交流センターのあり方、駅西地区復興拠点の構想、まちづくり会社のあり方、震災事故の教訓と復興の過程の記録・発言・伝承、行政機能の回復の5つのテーマごとにワーキンググループを立ち上げ、5月30、31日に開催した第1回の会議で熱心に議論が行われたところです。今後2回ずつ会議を開催し、8月を目途に成果を取りまとめ、幹事会に報告するとともに、副町長及び管理職で構成する計画推進会議への提案や、今後設置予定の復興町民委員会、有識者会議からも意見をいただき、今年度策定する実施計画等に反映させていく考えであります。

応急仮設住宅の状況についてであります。福島市さくら応急仮設住宅、白河市郭内第二応急仮設住宅を本年3月末で閉鎖し、また猪苗代町上川原応急仮設住宅についても5月末で閉鎖し、福島県に返還したところであります。応急仮設住宅は、6月1日現在で県内に7カ所、647戸を管理し、うち171戸、257名の方々が入居されております。

福島県における復興公営住宅の整備状況ですが、いわき市勿来酒井団地の4月末現在における工事進捗率は、基盤整備工事が88%、集合住宅建築工事が4%となっており、団地内道路の整備と集合住宅のくい工事が行われております。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

報告が2件、専決処分の承認が7件、条例の一部改正が1件、平成29年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算（案）が2件、諮問が1件、合わせて13件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

済みません。「発信」を「発言」というふうに間違えて発言しておりますので、訂正願います。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（佐々木清一君） 日程第5、報告第1号 平成28年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第1号 平成28年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。平成28年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業、個人番号カード交付事業、地域密着型サービス等整備事業、臨時福祉給付金（経済対策分）事業、久保前中浜線外2路線道路整備事業、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業、仮設校舎敷地整備事業の7事業、合わせて7億9,014万2,000円を平成29年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号

○議長（佐々木清一君） 日程第6、報告第2号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第2号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの

報告についてであります。平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、公共下水道事業計画策定事業206万円を平成29年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第2号を終わります。

◎議案第36号から諮問第1号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第36号から日程第17、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から諮問第1号までを一括上程いたします。

◎議案第36号から諮問第1号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第36号から諮問第1号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第36号 専決第2号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億2,850万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は112億3,260万2,000円となりました。

歳入について申し上げます。地方交付税は、特別交付税の額の確定により2億4,864万1,000円の追加となりました。また、事務事業の確定によりまして、国庫支出金が4,355万6,000円の減額、県支出金が600万8,000円の減額、繰入金が6,707万9,000円の減額となりました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定などにより、多くの科目で減額となりました。諸支出金は、後年度の復興事業への財源として東日本大震災復興基金への積立金など4,069万円を追加いたしました。また、2事業の繰越明許費を補正いたしました。

議案第37号 専決第3号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ996万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は16億4,618万9,000円となりました。歳入は、国庫支出金が888万7,000円の減額、県支出金が1,788万8,000円の減額、療養給付費交付金が299万3,000円の減額となり、前期高齢者交付金が1,980万5,000円の追加となりました。歳出は、保険給付費の療養諸費26万円を追加し、予備費1,022万3,000円を減額いたしました。

議案第38号 専決第4号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億740万7,000円となりました。歳入は、繰入金一般会計繰入金8万1,000円を追加し、歳出は予備費8万1,000円を追加いた

しました。

議案第39号 専決第5号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてありますが、歳入歳出それぞれ61万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は4,273万円となりました。歳入は、諸収入の償還金及び還付加算金7,000円を減額し、雑入62万円を追加いたしました。歳出は、諸支出金の償還金及び還付加算金7,000円を減額し、予備費62万円を追加いたしました。

議案第40号 専決第6号 職員の給与に関する条例の一部改正についてありますが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、配偶者及び子に係る扶養手当の支給額を改定いたしました。

議案第41号 専決第7号 双葉町税条例の一部改正についてありますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布され、町民税及び固定資産税に係る課税の特例並びに軽自動車税のグリーン化特例の適用期間延長等に関する規定の改正が行われたことに伴い、引用条項等を改正するものです。

議案第42号 専決第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてありますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、健康保険税の軽減措置の算定に係る5割軽減及び2割軽減の所得判定基準となる被保険者数1人当たりに乗ずる額をそれぞれ引き上げるものです。

議案第43号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてありますが、平成29年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴い、医療分、後期高齢者支援金等分、介護給付金分それぞれの税率を改正するものです。平成29年4月1日現在の被保険者をもとに試算した1人当たり平均の税額及び1世帯当たり平均の税額は、昨年度と比較して増額となります。

議案第44号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出それぞれ1億4,051万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は113億4,051万8,000円となります。

歳入について申し上げます。地方交付税は、震災復興特別交付税分249万5,000円を追加いたしました。国庫支出金は、福島再生加速化交付金など998万5,000円を追加いたしました。県支出金は、原発災害のあった12市町村を対象とした福島県教育復興推進事業など250万円を追加いたしました。また、諸収入の雑入には税込減等の原子力損害賠償金として1億2,538万円を追加いたしました。

次に、歳出について申し上げます。総務費は、双葉駅自由通路等整備基礎調査事業など1,181万1,000円を追加いたしました。衛生費は、地域活動支援センター運営事業補助金270万円を減額いたしました。農林水産業費は、農道等の危険木除去事業など309万2,000円を追加いたしました。土木費は、公共下水道事業特別会計への繰出金3,855万2,000円を減額いたしました。消防費は、十万山の火災対応経費として258万円を追加いたしました。教育費は、防災研修事業など252万7,000円を追加いたしました。諸支出金は、公共施設整備基金積立金など1億2,338万3,000円を追加いたしました。

議案第45号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は2億6,111万5,000円となります。歳

入は、原子力損害賠償金の収入により一般会計からの繰入金と3,855万2,000円減額し、諸収入の雑入を3,874万7,000円追加いたしました。歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費に日本下水道事業団研修負担金など19万5,000円を追加いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。現委員の井戸川則隆氏は、平成26年から現在まで1期委員を務められております。委員として適任であり、今般再任して同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。ご同意方よろしく願います。

以上、提案いたしました議案等についてご審議のほどよろしく願います。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時26分)

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成29年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年6月14日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

1番 尾形彰宏君

3番 羽山君子君

4番 高萩文孝君

5番 菅野博紀君

散 会

○出席議員（8名）

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形彰宏君 | 2番 | 石田翼君 |
| 3番 | 羽山君子君 | 4番 | 高萩文孝君 |
| 5番 | 菅野博紀君 | 6番 | 清川泰弘君 |
| 7番 | 岩本久人君 | 8番 | 佐々木清一君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|--------|
| 町長 | 伊澤史朗君 |
| 副町長 | 金田勇君 |
| 教育長 | 館下明夫君 |
| 総括参事 | 武内裕美君 |
| 秘書広報課長 | 板倉幸美君 |
| 総務課長 | 舶来丈夫君 |
| 復興推進課長 | 平岩邦弘君 |
| 戸籍税務課長 | 山本一弥君 |
| 産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長 | 志賀睦君 |
| 建設課長 | 猪狩浩君 |
| 住民生活課長 | 松本信英君 |
| 健康福祉課長兼 青年婦人会館長 | 橋本仁君 |
| 生活支援課長 | 志賀公夫君 |
| 会計管理者 | 井戸川陽一君 |
| 教育総務課長 | 高橋秀行君 |
| 代表監査委員 | 石川雄彦君 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 山下正夫 |
| 書記 | 高橋春枝 |

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。

なお、尾形議員から一般質問関連の資料の配付をしたいとの申し出がありましたので、資料の配付を許可します。

（資料配付）

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 1番、尾形彰宏。議長許可に基づいて一般質問させていただきます。

おはようございます。さきの5月25日に行われた双葉町議会全員協議会には、福島復興再生特別措置法の改正について、復興庁から副大臣を初めとする関係職員の皆様が説明員としておいでになりました。そこで、その改正法内容に沿う形でこれから第1問、第2問を進めていきたいと思います。

特定復興再生拠点区域復興再生計画について。その申請要件と、国認定の見通しを裏づける根拠は何か。細項目の1番目です。

2番目、帰還困難区域全域の避難指示解除は、5年後と考えてもよいか。

3番目、3月定例議会での同僚議員の質問に対し、復興庁の4年後廃止に伴うワンストップ型被災地支援体制と答弁しておられますが、その提言内容についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域復興再生計画について。特定復興再生拠点区域復興再生計画についてのおただしであります。まず（1）、申請要件と、国認定の見通しを裏づける根拠についてですが、

申請要件については、改正後の福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の規定により、帰還困難区域をその区域に含む市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとされております。

また、認定の見通しを裏づける根拠についてですが、福島復興再生特別措置法第17条の2第6項の規定により、申請された計画が、福島復興再生基本方針に適合するものであること、計画に記載された「特定復興再生拠点区域」が一定の要件を満たすものであること、計画の実施が、当該区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることといった一定の基準に適合する計画については、内閣総理大臣はその認定をするものとされております。

次に、(2)の帰還困難区域全域の避難指示解除時期についてですが、今般の福島復興再生特別措置法の改正により設けられた「特定復興再生拠点区域制度」は、帰還困難区域の中に、認定から5年以内の避難指示解除を目指す区域として、特定復興再生拠点区域を設け、まずはそこから集中的に除染・インフラ復旧等を行うというものです。

このため、帰還困難区域全域の避難指示が5年後に解除されるというわけではありませんが、双葉町への帰還環境整備については、双葉町復興まちづくり計画(第二次)で記載しているように、国の認定を受けた当初の「復興拠点」の整備の進捗状況を踏まえ、復興拠点の区域を町内の低線量区域に徐々に拡張していくとともに、双葉町全域の復興に向け、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国や県と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえ、中長期的に取り組みを推進していくこととしております。

次に、(3)、3月議会で答弁した復興庁の4年後廃止に伴うワンストップ型被災地支援体制の提言内容についてですが、復興庁は復興庁設置法第21条の規定により、平成33年3月31日までに廃止することとされておりますが、双葉町の復興に向けた取り組みは、中野地区復興産業拠点を起点にいよいよ具体的な事業が進み始めたばかりであり、まさにこれからが本番です。

こうした中、町として国からの長期的な支援が必要不可欠であると考えており、復興庁廃止後においても、ワンストップ型の被災地支援体制を引き続き確保するよう国に求めているところです。

○議長(佐々木清一君) 1番、尾形彰宏君。

○1番(尾形彰宏君) まず順番どおり、私も調査した内容についてお話しさせていただきたいのですが、東電福島第一原発事故における特定帰還困難区域解除のための条件としては、年間累積の空間線量が20ミリシーベルト基準というふうに明確になっています。これは、先般行われた5月10日の東日本大震災復興特別委員会第8号、その当時の復興庁の大臣は吉野正芳さんだったのですが、その5月10日の特別委員会の中身が、もう既に5月の31日の時点でインターネット上で見る事ができるわけです。

私の質問は、これに沿う形なのですが、それに対する町側、行政側の回答に対しての私なりの分析

をちょっとお話しさせていただきたいのですが、それで20ミリシーベルトの基準は25年3月公表時の経済産業省資料によると、放射線防護に関する国際基準として広く認められている国際放射線防護委員会、ICRPの考え方を避難基準の基本として、国内外の専門家の意見も踏まえつつ、措置が講じられていると。その被曝線量の目標値というのは、被曝による健康影響低減、安心感の付与、そして避難によるストレスの低減、通常の生活を送ることを主眼として原子力規制庁、国内外の幅広い有識者によるオープンな場での検討結果から導き出されているものであります。

また、それらを裏づける実績のある世界的な類似例としては、ご存じのとおり日本とチェルノブイリ原発事故があったウクライナが原発事故後、協力合同委員会として2012年に当時のウクライナ大統領直轄の戦略研究所の主席専門官が、年間20ミリシーベルト以内であれば自宅に戻るための援助を行うべきであると述べられていることが挙げられます。

そして、原子放射線の影響に関する国連科学委員会、UNSCEAR（アンスケア）の報告では、世界の地域別の外部被曝のみの自然放射線量を比較した場合、イランのラムサールが年間17.……

○議長（佐々木清一君） 尾形議員に申し上げます。

通告に沿った再質問をしてください。そうでなければ質問をかえてください。

○1番（尾形彰宏君） こういう事実があるということで、私は年間累積の放射線量20ミリシーベルトがなぜ決められているのか。また、話をしますけれども、それに対して今の双葉町の現状は、海外が一番大きいところでイランのラムサールが17.5ミリシーベルトパーイヤー、ブラジルのガラパリが5.5ミリシーベルトパーイヤー、日本の場合だと0.67ミリシーベルトパーイヤーというふうになっているのですけれども、チェルノブイリ以降ではありますが、10ミリシーベルト以上の自然放射線レベルに対する分布というのが、10ミリシーベルト以上ですよ、ロシアが124万人、イタリア20万人、ハンガリーが15万人、フィンランドが12万人となっていて、日本が3ミリシーベルトパーイヤー未満で生活している6,455万人に対して、ヨーロッパの各地というのは高い放射線レベルでの人口分布を示しているということです。

結局そのことが、私は恐らく国が考えているとおりというか、議論されている中も含めて見ると、5年以内の双葉町の全域の帰還困難区域の解除というのは可能ではないかというふうに思っているわけですが、5年以内。ということは、今の時点で町民の皆様にも5年後解除になる可能性があるということも認識してもらおうということも一つの方法ではないかというふうに考えています。

お手元に配付した表とグラフは、それらを町民レベルでいただきました東日本大震災記録誌の216ページにその放射線量の推移というふうには書かれているわけですが、それを最新のデータに書きかえて、なおかつグラフ化したものが配付した資料になります。今後3年間以降のデータを見ますと、これは県及び国、原子力規制庁及び福島県のテレマップというデータが開示されているわけですが、その中のデータを私もダウンロードしてみずから計算してみました。そのところ、例えば昨年度についても1年間で20%ほど減少しているということは、今後1年間に20%が3年分続くということは、

0.8掛ける3乗ということになるのですが、そうすると半分以下になってくる。それはもう3年以内に年間20ミリシーベルトの基準を下回ってくるという計算になってくるわけです。

そのことを踏まえて、先ほど町長のほうから全域の解除が5年後ということは必ずしも言えないと。進捗状況を踏まえてというふうなことは、これは当然の、誰しもが考える中身だと思いたしますが、しかしながらその5年間あるいは3年、3年というのは東京オリンピックが開催されるという、どうしても日本にとってはイベント的な時期でもありますけれども、なおかつ復興庁の吉野正芳さんがいらっしゃる復興庁のその期限といたしますか、にもかかわってくる内容なので、恐らく国も全力を挙げてやってくるというふうに思います。

なおかつ、昨今の社会動向を見ますと、例えば来年の4月にはGPSAの影響によってもうセンチ単位の誤差で位置情報が決まってくる。あともう一つは、JEA Eが開発したセシウムの深さの分布が検出できる装置が開発されてきている。私は今まで除染をやってきたので、その辺のシビアな物の見方はしてきているわけですが、なおかつ福島県は、チェルノブイリがあったウクライナと除染に関する土壌分析の研究をしてきているということから……

○議長（佐々木清一君） 尾形議員。

○1番（尾形彰宏君） 踏まえると、3年以内に……

○議長（佐々木清一君） ちょっととめます。

町長に通告して、町長の答弁をいただいて、それに対しての再質問なのか、そうでなければその答弁に対しての再質問にきちっと戻してください。もう外れていますから。

○1番（尾形彰宏君） わかりました。

それで、ワンストップ型被災支援体制というのは、復興庁がなくなってからの体制だと思うのですが、私もワンストップを調べたところ、一つの窓口で統括した形で諸問題を担当するというふうな形になっています。だけれども、今の答弁の中ではそういうふうな文言ではなかったと思いますが、もう一度私のこういった発言を聞いてからの結局判断ということになりかねない部分もあるかと思いますが、今の特定区域の解除を難しくしている、困難にしているという要因があれば、私は5年以内は十分可能であるというふうに考えていますけれども、解除を難しく困難にしているという要因があるのであれば、もう少し具体的に、例えば住宅事情とかそういうこともあると思うのですが、もう少し具体的に阻害している要因というものについてお聞かせいただければ、お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

尾形議員の再質問につきましては、帰還困難区域全域の避難指示の時期についてだというおただしだと思いたします。町では、復興まちづくり計画（第二次）をお示ししているとおり、避難指示の解除については、町内の生活インフラの復旧や安全安心の確保といった条件が達成された段階でそのときの科学的知見に基づき、地域の意向を十分に踏まえて進めるよう国に求めてまいりたいと考えておりま

す。

なお、20ミリシーベルトの判断というものは、避難指示解除準備区域のその線引きといえますか、帰還困難区域であったり、居住制限区域であったり、今申し上げました避難指示解除準備区域というその線量のレベルだと思っております。住民が戻って生活するということが避難指示解除ということは、かなりかかわってくるということですので、今申し上げましたとおり、まず健康面での安全安心が確保されるということ、そして戻る住民の方たちが生活できるインフラがきちっと復旧される状況でなければ、判断は難しいということでございます。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 今のお話を聞くと、私の考え方というのは、あくまでも未来というか、経過を予測し、計画というのを立てているという、私の立場だとそういう形になるのですが、町長のお答えあるいは町のお答えということになりますと、そういう安心安全の基準ができてから、あるいは線量が十分下がっていることを確認してから解除の判断をします。しかしながら、国に申請する書類については、あらかじめことしの夏ぐらいだろうと言われてはいますが、計画書は出すわけですよ。その時点でおおよそ今までも、昔の話ではありますが、未来を予想し、その未来に裏切られているということはあったので、事実を最優先して、その結果が出てから判断されるというのは、妥当な考え方だと思いますが、しかしながら計画書というものについては、前もってあらかじめ経過を予測して出されるということですので、そういう観点からも含めて町民の皆様の情報共有、恐らくこういう狭い地域なので、双葉町は、日本全国各地に散らばっている。双葉町はどうなるだろうといったときに、口コミ情報も含めて今町はこういう動き方をしているという現状が徐々に伝わってきて、では帰るための準備しなければならないとか、そういう準備の段階がもう既に始まろうとしているのではないかとこのように私は考えるわけです。

そういうことも含めまして、計画書を出されるということになるわけですが、そのことはやっぱり町民の立場あるいは関係者の町に近い立場の私なんかから考えても、もう既に希望の光は見えているのではないかとこのように考えます。ただし、これからまた原子力規制委員会とか、国ですね。福島県のほうにも私がこれデータをグラフ化したように、やはり5年後の解除ということを目指しているということでもありますので、過去5年間のデータが見れるようにということで、その閲覧可能性等、それからグラフのような可視化、あと計算数値というものを情報共有、情報公開に向けて協力していただけるよう原子力規制庁及び県のほうにぜひ要望していただきたいというふうに考えております。再々質問になりましたけれども、その辺のご返答をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

まず、情報の共有といえますか、情報をオープンにするということは、行政としてやらなくてはならないことですので、住民の皆さんがしっかりと納得をして戻れる環境整備をつくるということを目指

としてやっておりますので、今議員ご指摘のことに关しましては、でき得る限りそういうふうな方向でやっていきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。

では、大きな質問の2番目のほうに移らせていただきます。そういう計画書の中で今まで町から支給していただいたこの双葉町復興まちづくり計画（第二次）と言われるものがあります。私もこれをいただいてから十分拝見させていただきましたが、ちょっとやはり少し欠けているものがありはしないかというふうな、そのバランスの問題ということなのですけれども、それで設問の1は、双葉町内の公共施設について。1番目、ヘルスケアふたば、青年婦人会館など、周辺の一連の既存公共施設を統合して、復興産業にかかわる健康管理に寄与する方向性を付加・PRしてはどうか。

2番目としては、公共施設と同じ町教育施設の今後の利活用計画があるのかどうか、この2つをお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、双葉町内の公共施設について。双葉町内の公共施設についてのおただしであります。まず（1）、ヘルスケアふたば、青年婦人会館など、周辺の一連の既存公共施設を統合し、復興産業にかかわる健康管理に寄与する方向性を付加・PRすることについてですが、昨年12月に復興の総合計画である双葉町復興まちづくり計画（第二次）を策定いたしました。この計画の中で、双葉町の帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想を示しております。

双葉町に帰還可能な環境を早期に整備するため、町内全域の復興を同時に進めるのではなく、計画的かつ段階的に取り組みを推進する。

まずは、放射線量の低減の状況を最大の基準とし、インフラ復旧状況等も踏まえつつ町内を「復興拠点の候補区域（低線量区域）」と「中長期的な検討区域（高線量区域）」の大きく2つに区分し、取り組みを進める。

低線量区域の中には、まずは当面5年程度で重点的に取り組む「復興拠点」を設定し、全体構想を作成の上、国の早期認定を求めるとしてあります。

ヘルスケアふたば及び青年婦人会館が設置されている長塚字谷沢町地内は、「新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点）」と「新市街地ゾーン」に挟まれている地域で「まちなか再生ゾーン」と位置づけ、これから交流拠点としてインフラ整備と除染を一体として実施していく計画としていることから、復興まちづくり計画のもと、既存施設の再開並びに利用等につきましては、計画的かつ段階的に取り組みを推進してまいります。

次に、（2）、町教育施設の今後の利活用についてですが、昨年12月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づき、町立幼稚園、小中学校、公民館・体育館、図書館、歴史民俗資料館などの町教育施設の利活用につきましては、施設のそのほとんどが帰還困難区域にあり、被害状況調査も

進んでいない状況にありましたが、現在改正された福島復興再生特別措置法による特定復興再生拠点区域について国と協議中であり、その認定区域との整合性を踏まえ、まずは施設の被害状況を調査するとともに、避難指示解除後の帰還人口やその構成、町民意向の把握を見据えながら、その再開方針の整理・検討や利活用計画を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） いただきました復興まちづくり計画、それと今の町長の答弁の中では、先ほど私が欠けている部分が少しあるというふうに言わせていただいたのは、国との協議中で被害状況を分析中だということなのですが、まちなか再生、それから新規産業の復興ゾーンというそのエリアの中にちょうど入っているような形というお話いただきましたけれども、基本的に帰りたいというふうな意欲を持たせるのは、何も線量が低減されたという条件ばかりではなく、町長も医学の一端をかじられているというふうに思いますので、基本的に人が帰りやすい環境を整備していくということが条件にないと、インフラもさることながら、その次に来る体のケア、心のケアという問題になってきますけれども、やはりそういう部分であらかじめ計画書の中に明確に文章あるいはイメージ図としてつけ加えておくというのが一つ理想的なものではないかと。

もう既にでき上がっているものですので、なかなかこれを修正するという事は難しいわけですが、しかしながら一般町民あるいは私のような議員の立場からすると、やはりそれはもう日進月歩、いい考え方があれば入れていきたい、そういうふうな前向きな姿勢を見せていただいて、復興初めの双葉町としては、やはり立ち寄る人たちの数は少ないだろうというふうに思いますので、少なからずともそういう青年婦人会館、ヘルスケアふたばあるいは町ではありませんが、JAふたば、さくら福島でしたっけ、そういうところにもお話をもちかけて、協力、協働という立場でまちづくりをしていこうと。そのためにもう少し興味を持ってもらうための求心力としては、双葉町町民のみならず、復興関係者にもその利用の割引特典なんかを付与していただくというふうなことも当然考えられると思うので、もう少し今後ということになるとは思いますが、次なるステップですよね。人を受け入れると。物をつくるだけではなくて、人を受け入れるという考え方をもう少しステップを踏み込んで、今後ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。やはり3年後、5年後という目安となる数値というのは、我々にとって目標なので、そういうことをやはり達成していけるように皆さんのご協力を仰ぎたいというふうに思います。

○議長（佐々木清一君） 尾形議員、厚生病院は町の公共施設ではないのです。

○1番（尾形彰宏君） ええ。

○議長（佐々木清一君） それは取り下げてください。

◎発言の取り消し

○1番（尾形彰宏君） ああ、そうですか。わかりました。

では、今の問題については再質問という形で言いましたけれども、削除させてください。済みません。大丈夫でしょう。

○1番（尾形彰宏君） 次に、次というか、再質問を新たに考えてはいるのですけれども、2番目の町教育施設の今後の利活用計画ということでの回答をいただきましたけれども、協議中であるというふうな、やはり国との今後のテーマという形でいただきましたが、私、実は先日川内村の植物工場を見学に行っていました。資料とかいただいてきたのですけれども、ざっくり言いますと、校舎の利活用に植物工場をとすることを考えています。これは町の復興まちづくり計画と微妙にリンクしているので、お話しさせていただきますけれども、少なくとも……

○議長（佐々木清一君） 尾形議員、もう一回申し上げます。

今尾形議員の通告は、町の教育施設の今後の利活用なのです。

○1番（尾形彰宏君） ええ、今利活用について話しています。

○議長（佐々木清一君） 川内村とか、もうそれは別な問題です。きちっと整理して質問してください。

○1番（尾形彰宏君） 別の問題でも……

○議長（佐々木清一君） どの部分を再質問したいのか、もっと明確にやってください。

○1番（尾形彰宏君） いやいや、町の教育施設の今後の利活用ということですので、私はもう一度言いますけれども、植物工場を入れると。それが仮設であり、今後の2番目のステップとして農業再生ゾーンというのがまちづくり計画にあるわけですけれども、そういうところに仮設の植物工場を移設させる、させてほしいというのも一つの考え方ではないかというのをちょっとお話ししたわけです。

実績としていった場合の話が、今川内村あるいはその双葉町の中学校の仮設校舎にも簡易型の植物プラントがあるわけですね。それが千葉大学の植物研究所のほうから寄贈されたものであるというふうなこともあります。

あと、廃校利用ということのテーマで考えますと、これはインターネットで検索いたしますと、やはり佐賀県、以前議員として行ったときもありましたけれども、佐賀県のほうに。ここには民間のやっぱり工場があると。それは廃校、学校を利用しているということなので、私はその今の教育施設、中学校、それから小学校ありますけれども、全部とは言わないまでも一部そこを利用して、今後のその町再生、農業再生ゾーンのほうにも時期が来たら移行してやると。仮設ですので、取り外しが簡単ですので。川内村に行ったのは、その復興交付金とか、財源助成金を利用してまちの費用としては総額の5.8億円かかっているのですが、そのうちの10分の1だということですので、こういう交付金と

か助成金の利活用があれば、少ない予算でもそういう考え方が実現できるのではないかというふうに考えております。

これは現実的なレベルでの話をちょっとお話したのですけれども、そういう考え方があるということについての、これは最後の質問ということになります、町長のお考えなりをもう少し具体的に考え方がありましたら、できる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

教育施設の利活用ということでございますが、まず先ほどの答弁で申し上げておりますとおり、まだ被害状況調査も進んでいない状況であるということ、そういったものも含めて今後もっと町の復興復旧が進んだ状況での判断ということになろうかと思っておりますが、まずは町民意向の把握を見据えながら、その再開方針の整理・検討や利活用計画を進めていきたいというふうに考えております。

（「わかりました。以上です。ありがとうございました」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。
3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） おはようございます。議席番号3番、通告番号2番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1番、放射線量について。町が町民に貸与している線量計で計測した線量と、町内に設置されている線量計の値に誤差が生じ、町民は不安に思っている。線量計は町民の一番の関心事で帰還にも影響を及ぼす。誤差が生じている原因及びその対策について伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、放射線量について。町が町民に貸与している線量計で計測した線量と、町内に設置されている線量計の値に誤差が生じている原因及びその対策についてのおただしであります、線量計の値の違いは、線量計の特性と線量計の精度の2つが大きな要因として挙げられます。

まず、線量計の特性についてですが、町内に設置されている線量計・モニタリングポストは、空気中の放射線量の変化をいち早く把握することを目的に、その場所の放射線量をマイクログレイパー時（毎時マイクログレイ）という単位で表示しております。

人体が受ける放射線量は、実効線量と呼ばれるもので、単位はシーベルトであらわされますが、原子力安全委員会の「環境放射線モニタリング指針」によると、緊急時に人体が受ける放射線量を推定する際には、1グレイイコール1シーベルトとみなすこととされております。

一方、町民に貸与している個人線量計は、放射線管理が必要な現場などで用いられ、単位はマイク

ロシーベルトパー時（毎時マイクロシーベルト）であらわされておりますが、実効線量よりも高目の値となる1センチメートル線量当量率を測定しています。1センチメートル線量当量とは、人体の1センチの深さにおける吸収線量をあらわすものです。被曝したとき、その被曝線量が最も高くなるのは人体表面ではなく、ある深さであることから、この深さを1センチとした場合における1センチメートル線量当量を基準とすれば、常に実効線量より高い値となり、安全側に余裕を持って被曝管理を行うことができることから、この1センチメートル線量当量率を表示するよう調整しています。このように、モニタリングポストと個人線量計では、あらわしている値の意味が異なり、一般にモニタリングポストの値より1センチメートル線量当量率を表示する個人線量計の値のほうが高目になります。

また、線量計の精度についてですが、そもそも放射性物質は常に同量の放射線を発生するわけではなく、その物理的性質から、発生する放射線量がばらつきます。よって、放射線量を測定した場合には、測定ごとに誤差が生じます。この誤差の処理を、メーカーが機種ごとに決定しており、精度の高い測定器では10%程度以内の誤差におさまるよう調整されていますが、それ以上の誤差が生じるものもあります。この誤差への対応として、メーカーでは数回から数十回の測定を繰り返し、平均値を求めることを使用者に勧めております。

なお、モニタリングポストと個人線量計は、検出器の形状や動作原理が異なりますが、線量計は検出器の形状や動作原理が異なれば、同じ放射線を受けても必ずしも同じ表示をするとは限りません。このため、ISO・国際標準化機構やJIS・日本工業規格ではある程度幅を持った基準を規定しています。

町が貸与する線量計は、町民の安心と安全性を担保する上でも、より正確な数値を検出できるよう、年に1回校正を行っているところであります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 5年後に帰還困難区域が解除されるに当たり、帰還することにしても線量計の計測がまばらでは、不安の一つだと思います。それに、4月の26日のドキュメンタリー番組に、「チェルノブイリ30年と福島県の未来を見つめて」という番組がありました。チェルノブイリでは線量を少なく発表し、両親の遺伝子によって事故の18年後に、お母さん、子供さんが避難して、その子供さんに今被害が出ているということをテレビで報道されております。

また、「クローズアップ現代」では、6月6日、これ放射性飛散粒子ということで、やはりチェルノブイリと共同で、例えば上に上がった線量、放射線がまた下に下がってきて、放射能が下がった上がった、そういうのも今研究しているという現状です。

こういうふうに違いがあるということに対して、やはりそのきちっと町が例えばこの線量計では誤差がこのぐらいありますよということを、「広報ふたば」とかそういうのに提示していただきたいのです。私も細谷地区なので、これ、先ほどの議員さんにいただきました。最後に2017年0.64とありま

すが、やはり1メートルちょっと違っただけでも町からいただいた線量計で1.0、本当にちょっと離れただけでもそうなっているのです。

そうすると、やはり20ミリシーベルトとありますが、どこで遺伝子というのは狂うかわかりません。だから、やはりきちっとしたそういうもう少し例えば先ほど町長さんがお話しされました幅を持った基準と言いましたけれども、やはり幅を、その幅はどのくらいなのかということも載せてほしい。町民の皆さんが持っている線量計と町であそこにある線量計、各部落にあるそういったものの差というのは、町民がすぐに信用しますよね、町のあれだからといって。だから、その幅をきちっと出してほしいと思います。例えばこの線量計だと0.2から0.3はあります。違いはありますよということを出していただけると、それで安心になるかなという部分がありますので、よろしく願いしておきます。

それでは、質問はなしでもいいでしょうか。それで2番に移りたいと思います。2番、復興まちづくり事業について。帰還を望む町民の割合が小さい中で、帰還困難区域内に特定復興拠点を整備するまちづくり事業が計画設定された。事業を進めるに当たって、後年度の財政負担を招かないよう、現実直視で必要最小限度の事業規模とすべきと考えるが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、復興まちづくり事業について。帰還を望む町民の割合が小さい中、帰還困難区域内に特定復興拠点を整備するに当たって、後年度の財政負担を招かないよう、現実直視で必要最小限の事業規模とするべきであるとのおただしであります。町としては、今般の原発事故によって最も深刻な被害を受けただけでなく、廃炉まで30年から40年かかると言われる福島第一原子力発電所を抱え、さらには福島復興のため中間貯蔵施設を苦渋の判断で受け入れた双葉町の復興が決して置き去りにされることのないよう、震災前の双葉町の姿や、双葉町復興まちづくり計画（第二次）を踏まえ、JR双葉駅を中心とする駅東西をコンパクトタウンとして整備するため、町内の可能な限り広い区域を特定復興再生拠点区域として認定するよう、国に求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 町には燃料デブリや中間貯蔵施設、さらには地上には放射性物質、また地殻には放射性物質の入ったドラム缶など、南海トラフ地震や北朝鮮のミサイルなど、いつ何が起こるか分からないです。そのすぐそばにまちづくりを進め、さらに町民全員が戻る確信すらない、戻る人数さえ確定していないふるさとを大切に思えば、過大な投資をして戻った住民に負担がかかることは避けてほしい。また、自治体も負担になるということです。

一時的に交付金が出るからといって、未来の子供たちに迷惑にならないようなまちづくりをお願いしたいので、もう一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、議員のご指摘のでき得る限り必要最小限の事業規模というふうなご指摘でございました。そ

ういったことに関しては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、まずは特定復興再生拠点の認定に向けてコンパクトな町というふうな考え方をお答えをしております。そういうふうな中でも、非常に現状厳しいというご指摘がありましたように、まさに廃炉に向けて30年、40年かかる。そして、中間貯蔵施設を受け入れたということによる住民の不安もあると、そういったようなことから住民の帰還の状況も明確にできないではないかというご指摘でございますが、そういった中でもこの福島の復興、双葉地方の復興、特に双葉町の復興復旧のためにこういうふうな判断をしているわけでございます。

先ほど同僚議員の質問の中で答えておりますように、大変な思いをして判断をした双葉町が復興をするのに取り残されないということが一番大切なことでありますし、国に向けてはそういうふうな要望を常にしております。双葉町が復興できないということがあってはならないというふうな覚悟のもと、その取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 今町長が話された復興のことなのですけれども、それに関連なのですけれども、今双葉町の復興とは何かと私は思うのですけれども、やはり双葉町の今の家の中は、動物の死骸とか悪臭でいっぱいですし、踏み荒らされて見る影もない状態にありますね、皆さんそれぞれ6年も7年もたてば。そういう中で部分的に解体したところで復興となるのかということが、私の一番の課題なのです。やはり双葉町全体ある程度の町の中を全部解体してきれいにしたところで、その上に復興まちづくりというのをちっちゃくコンパクトタウンでもつくればいいのですけれども、やはり部分的に解体して、浪江町みたいに周りをバラ線で囲むなんていうようなまちづくりをしていいものかということなので、今6年、7年たって、やっぱり町民の自宅、家屋を早く解体して整地してほしい。これこそがやっぱり本当の復興のまちづくりの第一歩ではないかと私は思っております。

それでは、3番に移りたいと思います。3番、中間貯蔵施設に係る町有地の提供について。放射性廃棄物が1日350台のペースで中間貯蔵施設に搬入されることとなっているが、町有地の提供について賃貸か売却か何も示されていない。これまでの国との交渉経過と町有地の提供方法、貸し付ける場合はその期間について伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、中間貯蔵施設に係る町有地の提供について。中間貯蔵施設内の町有地の取り扱いに係る国との交渉経過と町有地の提供方法、貸し付ける場合はその期間についてのおただしであります。町有地の判断につきましては、町はこれまで地権者の動向を踏まえて判断するとしてまいりました。この方針は以前から環境省に伝えており、学校などの除染土壌受け入れのために双葉総合公園の貸与は行ったものの、町有地の提供に関する国との具体的な交渉は行っておりません。

現在の双葉町内の用地契約状況は、人数ベース及び町有地を除く民地の面積ベースで、ともに約4割に達しております。契約が徐々に進捗しており、このペースで進めば、そう遠くない時期に町有地の判断が必要になるものと考えております。

その際には、判断基準をどのようにするのかについて、まずは検討が必要であり、その上で提供方法等について検討する必要があると考えております。引き続き契約状況を見据えつつ、これらの検討事項について整理した上で議会の皆様に相談して決めたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） やはり1日350台ともなれば、ダンプが通ることによって夏は砂ぼこりや放射性物質が舞い上がります。きちっとした管理してもらうためにも、町有地についてのあり方、方向性を町民の皆様を示す時期ではないかと思っています。4割の方がもうサインされたわけですから、それとあとは無償の提供といえますけれども、やはり町もこの次になりますけれども、財政、確かに今は国からの支援がいっぱいあるから、まだいいかもしれませんが、自主財源が足りない、足りないと言っている中で、やはりいつまでも無償提供という格好のいいことばかり話をしてもしようがありません。もう既に貸した時点から、私はそういう交渉に入るべきではなかったかと思っています。そのことをよく考えて、判断の時期を早急をお願いしたいと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4番に移ります。町税の減収補てんと自主財源の確保について。町の税金は震災前と比較すると、大幅に減収している。減収分について、国から補てんされている場合、その交付金等の名称と金額減収に対する補てん割合についても伺いたい。

また、今後も歳入が減少する中、増大する町民サービスの継続には財源の確保が重要である。これまでも提案してきたが、フレコンバッグ搬入に対して国に負担金・迷惑料を求めるべきと考えるが、町長の考えを伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 町税の減収補てんと自主財源の確保について。町税の減収補てんと自主財源の確保についてのおただしですが、震災後において税の減免措置を実施しております。震災前と震災後の税金を比較しますと、震災後においては大幅な税の減収となっておりますが、税の減免措置額については、地方交付税の震災復興特別交付税により補てんがなされております。平成27年度一般会計決算での地方交付税額は14億6,532万4,000円となっており、そのうち震災復興特別交付税額が8億4,224万9,000円、その中に税の減収分として4億6,981万3,000円が含まれております。税の減収に対する補てん額については、地方税法及び東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例に基づく減免額となっております。

また、今後の財源の確保についてですが、羽山議員からご提案をいただいたフレコンバッグ搬入に係る課税等については、これまでも非常に難しい面があるということをお答えしてきたところであります。

震災以降は、国、県の交付金等に頼らざるを得ない財政状況が続いております。このような状況下

において住民サービスを維持するための財源を初め、将来のまちづくり、地域復興に要する財源の確保は大きな課題であると認識しております。これまでも国、県等に対して、町の復興、地域振興等の事業を実施するための長期的な財源確保と町のニーズに合う補助対象メニューの拡大等を求めてきており、今後とも引き続き求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 震災前と震災後、22年度と27年度の一般財源を比較しても、国よりの補てんがあっても減少しております。それで、単年度ならまだしも、これ何年続くかわからない避難生活です。やはり町に戻った人の住民サービスを考えたとき、自由に使える自主財源の確保って絶対に必要だと思うのです。

そこで、私はやはりフレコンバッグに税金を課すことに関して、3月の定例会でもお話ししましたが、そのとき町長は、担当の事務方の方に話されたと述べられました。でも、今度浜通り出身の復興大臣が誕生し、私たちの苦しみ、悲しみ、やはり悩み、全てをわかっていると思います。そういった中で交付金や迷惑料って求めやすくなったのではないかと思うのです。まして近くの大臣ですから。県、国に頼り、やはりいつでも国、県に頼ってばかりいたのでは、国も今財政破綻危機なんて騒がれておりますので、いつまで続くかわからないわけですよ、この私たちに対する交付金がいただける。やっぱりこの震災特別交付税で見えあげますよといったって、だんだん、だんだん少なくなっていくかもしれない。そうしたら、自由度の高い金ってなくなってくるではないですか。

それはやっぱり今これから搬入される、本格搬入されますフレコンバッグで、そういうものに課税をしていただかないと、自由度の高いお金がだんだん、だんだん減っていったって何もできなくなる。皆全て国からのお墨つきの仕事しかできなくなるのではないかという、私避難している皆様への心配が、それが一番の種です。

やはり双葉町に搬入されるこのフレコンバッグ、町民の皆様共有の異物です。不必要なものです。ぜひ今の大臣に陳情して、このことを実現してほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻し、再開します。

通告順位3番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） 通告順位3番、議席番号4番、高萩文孝。今議長より質問の許可を得ましたので、これから一般質問をさせていただきます。

1、特定復興再生拠点区域復興再生計画について。福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が5月19日に公布・施行され、帰還困難区域内に町が特定復興再生拠点区域を設定し、国の認定を受けることによって、区域内の除染・インフラ整備等が集中的に集まる「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が制度化されました。

町の復興を加速させるためには、計画を早期に作成し、国の認定を受けることにより、除染範囲を駅西約40ヘクタールから早急に拡大していく必要があると考えます。先月、夏ごろの計画申請という報道もありましたが、町としていつごろの認定申請を予定しているのか、改めてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域復興再生計画について。町としていつごろの特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定申請を予定しているかのおただしですが、町としても、帰還困難区域内の面的除染を初めとする新たな枠組みによる復興事業に一刻も早く着手できるよう、計画の認定申請を早急に行う必要があると考えております。

具体的な申請時期については、計画の認定基準が記載される国の「福島復興再生基本方針」の改定が6月下旬に予定されておりますので、国、県と速やかに協議を進め、議会の皆様にも説明をさせていただいた上で、ことしの夏にも計画申請ができるよう進めたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 答弁の中で、6月下旬にその福島復興再生基本方針の改定ということで、夏ごろというお話でしたが、5月の25日に全員協議会でこの本の説明を受けました。私もそのとき質問させていただいたのですが、復興副大臣の長沢さんのほうにも直接。具体的な中身を見ると、ちょっとひっかかっているのが、その計画的かつ効率的な公共施設等の整備が可能な規模かとか、あと住民の帰還や事業活動によって創生した土地利用が実現する見込みなのかとか、その辺の話で1度説明を受けたのですが、今のお話ですと、6月という話があるので、その段階で1度やはり議会にも、先ほども答弁いただきましたけれども、その議員の皆さんにもご説明させていただくという答弁もあったのですが、基本的には早くそういう計画はつくっていただきたいという反面、よりよいものをつくっていただきたいと思っています。

夏といっても7、8、9、一般的に夏というと8月ですか、6月下旬といたら、だからちょっと短い期間ではあるのですが、やっぱりいいものをぜひともつくっていただきたいと考えておりますので、町長の再質問という形でその辺の考えをもし追加であるようであれば、ちょっとご質問したいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点につきましては、この認定については国、県との協議ということでございますが、いろいろその中身に関しては、先ほど議員から指摘あったようなことでありますけれども、町の意向に沿った対応、それが一番大切だと思っておりますので、町としましては当然議会の皆さんにも相談をしながら方向性を進めていくというふうな考えでおります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） では、続きまして2番の質問をさせていただきます。

双葉町の特定復興再生拠点区域の範囲について。双葉町では現在避難指示解除準備区域のほかは、駅西地区約40ヘクタールの除染が行われておりますが、その地区だけでは町の復興は到底果たせません。

町の計画では、中野地区に働く拠点、駅西地区に住む拠点を整備することとされておりますが、住民が帰還し、生活することを考えれば、これらの拠点が飛び地とはならず、つながるような大きな特定復興再生拠点区域を町として打ち出す必要があるように思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 双葉町の特定復興再生拠点区域の範囲について。双葉町の特定復興再生拠点区域の範囲についてのおたしであります。町としても、避難指示解除準備区域と駅西地区の約40ヘクタールだけで双葉町の復興を果たすことはできないと考えておりますので、ご指摘を踏まえながら、双葉町の特定復興再生拠点を面的に一体性を持った大きなものとして認定するよう、国、県に強く求めてまいりたいと考えております。

繰り返しとなりますが、町の復興を早期に進めるため、国、県と速やかな協議を進め、議会の皆様にもご説明をさせていただいた上で、早急に計画申請ができるよう進めてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） やっぱり答弁の中でいただきましたけれども、先ほどの質問とちょっと関連してしまいますが、町の意向を国、県は十分酌み取っていただけたらと思うので、そういう意味も含めてよく考えて、議会にも相談またいただくという話なので、そういうふうに進めていただければ幸いです。

続きまして、次、3番の罹災証明の発行に移らせていただきます。町民の方が環境省に解体の申請をするだけでなく、被災者生活再建支援金を受給する上でも、罹災証明書の発行を急ぐことが非常に重要であると考えておりますが、制度が十分に周知されていないように思います。

そこで罹災証明書について、その周知及び発行に今後どのように取り組むのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、罹災証明の発行について。罹災証明書の制度についての周知及び発行について今後どのように取り組むのかとおたがひでございますが、罹災証明書は、建物の所有者の方から申請していただき、現地調査を行った上で発行することになります。今年度の現地調査は5月18日から実施しており、週2回のペースで現地調査をする予定です。

現地調査は、建築士会所属の建築士が行います。双葉郡内の他町村の調査がおおむね終了したことから、昨年度に比べ調査件数が大幅にふえる見込みです。しかし、罹災証明書はあくまで建物の所有者からの申請に基づき実施するものでありますが、復旧復興の加速化とも関連してまいります。これまでも町政懇談会、文書の世帯配布、広報紙、ホームページで制度の周知を行ってまいりましたが、町のホームページに改めて掲載したところであり、今後も機会を捉えて周知を行ってまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） やっぱり昨年度からその回数をふやしていただいているという話もありますし、広報紙等、それなりにホームページとかでもやっているようですが、やっぱりちょっと町民の方で余り理解されていない方も結構いらっしゃるようで、そういう意味でももうちょっと丁寧にやっていただきたいなと思っております。今の答弁、それなりにいただいておりますけれども、やはり一般の町民の方、そういうのが余り周知されていないと思っておりますので、引き続きそういう方向でやっていただければ幸いかと思います。

では、続きまして4番の質問に入ります。町内の車両通行の安全確保について。中間貯蔵施設建設予定地内、特に郡山地区においては今後中間貯蔵輸送車両のほか、復興産業拠点整備のための工事車両、その他の工事車両等、多くの車両が通行することが想定されます。

中間貯蔵のための安全な輸送については、環境安全委員会という議論の場がありますが、それ以外の車両を含めた安全確保について、さらに考慮すべきと考えます。一時帰宅者の安全を確保する上でも、どのように対応するのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、町内の車両通行の安全確保について。町内の車両通行の安全確保についてのおたがひでございますが、当地域においては、議員ご指摘のとおり工事車両等のふくそうが想定されます。中間貯蔵に関して、今年度の当町への輸送車両は、1日当たり平均で160台以上が見込まれており、次年度においてはさらに輸送車両の増加が見込まれます。また、中野地区復興産業拠点の造成整備が着手されれば、民間事業者による工事も徐々に増加するものと考えられます。

現在郡内においては、双葉警察署が事務局となる「双葉地方除染事業等・警察連絡会」が組織されております。事件、事故の防止活動の推進、各種法令の遵守、会員等相互の情報交換等の活動などを目的として、双葉地方8カ町村、環境省福島環境再生事務所、双葉地方における除染等にかかわる企業、福島県相双地方振興局、福島県警察本部等が会員となって組織され、定期的に意見交換が行われ

ております。

また、町内においては町商工会が事務局となる「双葉町復興推進連絡協議会」が本年5月12日に設立されました。これは、町内の防犯・事故防止、会員相互間の情報交換や相互支援及び協力等を目的に、オブザーバーとして環境省、双葉町、双葉警察署が連携した組織として活動が開始されたものです。

今後町の復興の本格化に伴い、作業者の入域等が多くなることが想定される中、このような組織が町内での防犯・事故防止活動の一翼を担っていただくことは、町民の安心安全につながるものと考えております。

町としましても、地域の住民の方が一時帰宅などの際に安全に立ち入りができることが最も重要であると考えておりますので、先ほどの組織による情報交換等を行い、課題の共有を図りつつ、多くの車両が同じ道路を通ることがないように分散化、それに伴い必要となる道路補修など、ハード・ソフト両面から安全確保対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 答弁の中で、その1日160台以上と。以上なので、200台も300台も160以上ですから、かなりの数の車両が見込まれると。さらには、その警察の連絡会とか、双葉町の協議会。やはり答弁の中でも環境省とか連携しますと。私も環境安全委員会に行っているのですが、そのたびに事故の話とか一応聞いて、安全に本当にやっていただかないと、この事業はだめですからねと口酸っぱく言っております。それは環境安全委員会の中なので環境省の話。

今のように、全体を見ているのは町なので、町としてやっぱり町長の責任でその分散化するとか、そういう道路のシミュレーション、建設課長もそれに携わって、今回道路とかいろいろ整備していくと思うのですが、その中野地区の件とか。だから、そういう意味でやっぱり町長が先頭になってやっていただかないと、こっちは環境省、こっちは別、別の企業体とかがって統制がとれないので、ぜひとも先頭を切ってそういう安全にやっていただかないと、本当に事業がとまってしまうので、そこだけ肝に銘じて、ちょっとやっていただけるとは思うのですが、十分連携していただけるかどうか、再質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

工事車両や中間貯蔵に搬入する車両が160台以上が見込まれているということ、また中野の産業復興拠点の土地の造成工事等で民間業者の車両が入るということで、今ご指摘のあったように、分散化というのは徹底してやらなくてはならないということと、一方道路や一時帰宅者の安全性、安全を確保するというのが一番大切なことですので、それは私もかかわって、どういうふうな対応をしたほうがいいのか庁内でよく検討させていただきたいと思っております。

（「ありがとうございました。一般質問終わります」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 通告順位 4 番、議席番号 5 番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。
5 番、菅野博紀君。

（5 番 菅野博紀君登壇）

○5 番（菅野博紀君） 改めまして、こんにちは。通告順位 4 番、議席番号 5 番、菅野博紀。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、1 つ目の避難生活について。今後も続く避難生活には、大きな問題が多くあります。借上げ住宅について平成30年 3 月以降の対応、復興住宅についても家賃が発生しており、東京電力の対応も示されていません。その他にも、医療・生活にかかわる問題など、国、県、東京電力の対応について、行政としての考えなどあればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5 番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、避難生活について。避難生活について、今後町としての対応についてのおただしであります。避難生活については、居住環境確保のために応急仮設住宅、借上げ住宅の提供は現在平成30年 3 月末までとなっております。しかし、町は帰還困難区域が多くを占めており、ようやく福島復興再生特別措置法が改正され、帰還に向けての整備が見通しがついたところではありますが、今後も避難生活が続くことから、国、県として応急仮設住宅、借上げ住宅の供用期間の延長を前向きに検討していると伺っております。

復興公営住宅の家賃賠償も、平成30年 3 月31日までとなっておりますが、双葉町の特殊事情を踏まえ、双葉町の被害実態に即した賠償を実施するよう、引き続き国、東京電力に対して強く要望していく考えであります。

同様に、高速道路無料化、医療費の一部負担免除の継続についても、国、県に強く要望していく考えであります。

○議長（佐々木清一君） 5 番、菅野博紀君。

○5 番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。借上げ住宅のほうで、県外、県内、県内も事情があってどうしても復興住宅に入れられない方もいますが、それよりもちょっと今後考えなくてはならないのは県外です。県外のことを考えたときに、加須がある程度、埼玉県にある程度集中していたときに、福島県の予算では復興住宅はつくれない。それはもうある程度のことで前議論をしたので、わかっているのですが、ただ平成23年 3 月12日の朝に、内閣総理大臣、菅直人名で双葉町全域避難。これは町長もいたと思うので、覚えていると思うのですけれども、私たちは自分たちで自主避難しているわけでも何でもないです。その中で、帰還できない者に関して、対応がこれもう 1 年切っているわけです。何件か電話が来ています、どうしよう。「自分たちで払うんだったら、今度もっと安いところに行かなくちゃならないけど」、「復興住宅に入ったら」という話をすると、「今の生活してい

る場所でのどうしても仕事の関係で遅いので、入れない」とか、諸事情いっぱいあります。

それは福島県内の方にも対応しなくてはならないと思うのですけれども、それよりも県外の方のこの対応は、もし国、県で対応してもらえないというのであれば、東京電力の賠償のほうを進めるべきだと思うのです。今要望と町長よくおっしゃいますけれども、最近の要望書を見させてもらったのですけれども、町民の賠償とかそういう面で1件。確かに先のことは大事だと思うのです。復興住宅でやりますけれども、今の現状の双葉の町民の方々が、今の現状をどうやって避難生活をしていくかということ、今僕たちが考えなくてはならないと思うのです。復興計画、復興計画ではなくて、今後賠償というか、避難生活にかかわるもの。さっき言った医療費とかそういうのも、医療費も実を言うとしたではないのですよ、全員が。双葉町の町民の全員が医療費免除というのはなかったのです。これは僕も最近気がつきました。

それと、それを終わらせようと、終わっていく団体もあるのです。いろんな団体ありますよね。株式会社何々さんの会社の組合の保険とか、そういうので、もともと東京電力さんの組合ではやっていなかったということもあるのです。ということは、この前新聞に載って、非常に僕も遺憾に思ったのが、民報さんが「双葉の宝、何」というお題目のあれが双葉の宝ということで出たのが、その双葉の宝は何なのかというのを町長に1つ答えてほしいのと。

今後のその医療費とかそういう面が、全員がちゃんと復興再生期間4年間は大丈夫だよというお墨つきをもらっていますよね。それが全員に行き届くようにしなくてはならないということもちょっと考えていただきたいなど。中途半端にやると、多分役場の業務もふえるのですよ。18歳まで双葉の子供たちは医療費免除ですよ。免除ということは、あっちもこっちも仕事をしなくてはならないです、健康福祉課は。その対応と、国でやっている対応と2つ、要は仕事がふえているということになるので、そこら辺も要望ではなくて、これはもう確実に、これさっき町長答弁でもおっしゃっていますけれども、中間貯蔵施設を受け入れた町が置き去りにされるようなことがあってはならないではなくて、それもわかります。置き去りにされるのではなくて、中間貯蔵を受け入れた町だからこそ、やってもらわなくてはならないこともあると思うのです。要望ではなくて、これはもう完全にやってもらわなくてはならないようなことがいっぱいあるわけです。

だから、大きく言えば、さっきの双葉の宝が一つの質問と、今後そういうものに対しての交渉にしていきたい。要望ではなくて交渉。交渉をちゃんとしていていただきたいと。それは医療費、高速道路、あと住宅、県内外。県外の方がすごく本当に今心配しているので、そこら辺も含めてこれはやってもらわないと。全然さっき言ったように自主避難ではないのです、僕たち。23年3月12日のあの朝に国が避難しろと、国のトップの内閣総理大臣が避難しろと言って、それが解除されていないわけですから、それに対しての今後の対応の仕方をちょっとご答弁ください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、県内、県外の家賃の対応、そして医療費の減免の継続、あと双葉の宝についての答え、答弁ということでございます。当然家賃の対応というのは、今議員からご指摘あったような国の対応方針が示されておりますが、常々私考えているのは、双葉が一番被害の実態の厳しいところだろうと。被害状況が厳しいところが他と同一ということはありませんでしょうということも申し上げておりますし、一番被害の継続が続いている自治体をそのままほかの自治体と同様の取り組みというのは、違うでしょうということも言っておりますし、そういうふうなことを国に認めていただかなければ、これはなりませんよというふうな話は常にしております。

医療費につきましては、確かにご指摘のとおり無料の方とそうでない方あるというのは存じ上げております。その無料でないものに関する取り組みに関しては、方法としてどういうふうな取り組みができるのかということも考えなくてはならないと思っておりますし、なるべくそういった方たちの負担にならないような制度が何とかできないのかというふうに考えていきたいと思っております。

あと、双葉の宝ということでございますが、これは双葉の宝ということでなくて、双葉に全県の宝ということで、産業交流センターに予定をしております中で、産業交流センターは議員ご存じのとおり復興祈念公園、アーカイブ拠点施設、そういったものが東京オリンピックに合わせて全面供用開始ということでは厳しいのですが、一部供用開始を目標として取り組むということは申し合わせております。その中で産業交流センターについては、町独自にいろいろ構想を練っているところであり、県内59市町村に双葉町の町民の皆さんが全てにお世話になっているわけではありませんが、かなりの市町村にお世話になっていると。そういったお世話になっている市町村の風評払拭のためにもそれぞれの特産品をそこに行けば買うことができる、購入できるというようなシステムをつくったらどうかというアイデアであります。そういったことで、「双葉に全県の宝」というふうな見出しになっているというふうに思っております。

双葉の宝というのは、もう一つ議員の質問にお答えすれば、将来双葉を担う人材だというふうには思っております。そういった子供たちが双葉に戻ってこれるようなための取り組みということを、我々は日夜取り組んでいかななくてはならないと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 双葉の宝、まるっきり僕も町長と同じ考えです。双葉を担う子供たちが双葉の宝であるがゆえに、そういう場面に双葉の子供たちが入れるような場所。今オリンピックとかそういう、あと3年後、4年後に、では安心してそこに子供たちを連れていけるか。それが本当に全県の宝かといったら、全県の宝がそこにあるように、逆に言えば中間貯蔵のごみもあるわけです、ごみの山も。だから、そういう行ってきてゼロにもならない。逆に言えばごみのほうが、ごみというよりも、その中間貯蔵汚染土等があるということもやっぱり頭に入れなくてはならないし、これは風評ではなくて、もう風評では済まないようなことだということも双葉町は強いられているというのは、私も町長と考えは同じです。

だから、要望ではなくて、これ前に中間貯蔵施設受け入れ、これちょっと次の賠償でやらなくてはならないのであれですけれども、中間貯蔵受け入れするのも別に僕は反対ではないです。反対ではないのですけれども、何でこの町民が置き去りにされて、まともな賠償もしてもらえない、何もしない中で、この中間貯蔵とかそういうものだけこっちの要望だから聞いてもらえないのかなど。要望を出しても聞いてもらえなくて、国とか県がもっとかかわって、ぜひやるべきことを何もやっていないではないですか。それで、要望事項にもありました。早目の収束、早く収束してくれと、第一原発の。その中で、ではその燃料デブリをとってはどこに持っていくのですかと。もう取り出しますよ、取り出しますよというようなことがあるではないですか。どこにも持っていくところがないのです。だから、結局はそういうものもちゃんと僕らも受け入れるので、さっき言った賠償にしても賠償の継続、さっき言ったものに対しての交渉、ちょっと強気でやってほしいと思います。

それで、近々に終わったら1カ月10万円はもう終わりました、5月で。それと、家賃とかそういう補償ありますよね。本当にうちを建てた方々は、ある程度の面ではもう自分で落ちついていられる場所を持っていますけれども、それでお金を払ってまで避難生活というのはなかなか厳しい方もいっぱいいらっしゃるの、そこに関しては早急に答えを出してほしい。国と本当に話し合っ、出さなくてはならないようなものが何点かありますので、要望事項は多分将来に向かっ、てのことが多いです。だけれども、今の町民の生活を守らなければ、町民がいない町は町ではないので、そこら辺を考えた今後の交渉をお願いしたいと思います。

それに対してちょっと意気込みなどあれば、ご答弁お願いいたします。要望ではなくて、もう本当の交渉を町としてしていただきたいということです。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、賠償についての考えですけれども、町としてこの避難の継続ということは、他の賠償につきましても、まず今現状双葉町が一番被害実情がひどいと、大変な状況になっているということをいろいろな場所で、国であり東電であり関係省庁であり、県に対しても話をさせていただいております。そういったことから、強い申し入れということで、私としては精いっぱいそういうふうな申し入れをしているつもりであります。

ただ、今双葉町だけにと、どこどこだけにというふうなことも国としてなかなか踏み切れないというのも現状だろうと思っております。しかし、避難が継続しているということは、被害がまだまだ続いているということでございますから、議員ご指摘のとおり、これは粘り強く国、県、東京電力に関してそういうふうな申し入れを強くやっているところであります。その結果をなるべく早急に出るよう頑張っているところですが、なかなか思うような回答が出てきていないというのも実情であります。今後とも粘り強くやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2番の補償・賠償について。今後の補償・賠償に対しての行政としてのかかわり方、要望等だけでなく、現状に合った補償・賠償とするため、国、東京電力との交渉が必要だと思います。

町民の補償・賠償が継続されないのであれば、国に対して町民の財産である中間貯蔵施設への町有地提供は、考え直さなければならぬと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、補償・賠償について。補償・賠償について、今後の町としての対応についてのおただしであります。双葉町は町域の96%が帰還困難区域に指定される中、今後ともなお線量が高いところが残り、避難を強いられた状況が今後とも相当期間続く見込みです。町では、このようなほかの被災地域と比べたときの双葉町の特殊な事情を踏まえ、被災地域について一律の対応とするのではなく、双葉町の被害実態に即した賠償を実施するとともに、今後とも長期避難が続くことが見込まれる双葉町民への生活再建支援策を充実させるよう国、東京電力に対し求め続けており、5月21日にも、佐々木議会議長、岩本副議長とともに、吉野復興大臣に対し、被害実態に即した賠償の実施と長期避難が続く双葉町民の生活再建支援を内容に含む要望書を手交したところであります。

また、5月31日には福島県原子力損害対策協議会の要望活動が実施されており、被災12市町村の代表として私も鈴木副知事とともに、おのおのの被害実態に即した賠償の実施と生活支援策の充実等について、政党、関係省庁、東京電力に対して要望を行ったところであります。今後とも引き続き、国、東京電力に対し、粘り強く求めてまいりたいと考えております。

一方、中間貯蔵施設につきましては、町の復興はもとより、福島県全体の復興を進める上で必要なものである一方、町有地の提供の判断については、地権者の方々の用地交渉の進捗等を踏まえた慎重な対応が必要であると考えております。

賠償と中間貯蔵施設はいずれも重要な案件ですので、賠償についても今後とも引き続き、町民に寄り添った丁寧かつ真摯な賠償対応を求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 補償・賠償についてご答弁ありがとうございます。さっきの同僚議員の町長答弁の中でも、中間貯蔵に関しては、町の分に関しては国と検討していくというご答弁、さっきなされたのです。けれども、実際にやったら双葉の地権者の方々は、国、県の一方的な条件ですよ。交渉の余地がなかったのです。非常にこれひどいと思うのですよ。放したくない。だから、貸すとかいろいろな判断とかいろいろあった中で、国は全然多分話は聞かないと思うのです。補償・賠償に関して、もう終わりなら終わり。もう勝手に今までもそうですけれども、10万円なら10万円。普通で一律10万円とかそういうものに関しては全然当てはまらないです。普通のうちに車が突っ込みました。車の事故を想定してやっていますというけれども、その基準にも当てはまらないような、その基準値以下で今まで一方的にやってきているわけです。

そんな中、双葉町として、先ほども言いましたけれども、中間貯蔵施設に関しては、真摯に僕は対応していると思うのです。それは僕だけなのかわかりませんが、今反対されている方々も真摯な対応をすれば、多分契約もちゃんとしてくれると思うのです。多くの住民がやっぱり過半数では多分だめだと思うのですよ。七、八十%契約がなかったら、町としては動けない部分とかそういうのもいろいろ出てくると思うのです。そんなことを、例えばそういうことをやらなくて自分たちで中間貯蔵できないのです。国の事業で環境省はできないわけです。町にはこの補償・賠償なんかもう終わりだというような感じで今やっているのではないですか。もう払わないで。先日の全協でも終わりだということを僕は聞きましたけれども、それで終わりということは、では避難生活が終わりなのですか。何で僕たちだけ真摯な対応をしなくてはならないのですかという気持ちに僕はなっていました。

それで、1つこれ町長、建設の受け入れ。私もかかわってというか、よく話を中身を知りながら、全協の中で町長、建設は受け入れはするけれども、国がちゃんと対応しない場合は、町長に建設をとめるというような権限を持たせてくれるという要綱に入っていると思うのです。それを本当にとめるとかそういうのではなくて、ちゃんと相手も真摯になってくれるのだったら別にいいのですけれども、そのくらいのことをちょっと言ってもらわないと、それが議員にあるわけではない。町民にあるわけではない。今執行者の町長にあるわけです。それをちょっと揺さぶりながらでの交渉を今後していただきたいなど。要望ではないですよ。交渉ですよ。もうほかの町のことも実際に言ったら12市町村とか足並みをそろえてというのもわかるのですけれども、被害状況がちょっと違い過ぎませんか。もう帰っているところもあれば、半分帰っているところもあれば、帰れないところもあると。帰れないところと、もう帰っていつでも入れるところと、何かそれもみんな同じなのですかねというのが1つなのです。

それと、さっきの10万円の毎月もらえる話を言わせてもらえば、何次提言だか忘れたのですけれども、帰れるようになってから1年間と出したのは、あそこの委員会ですよ。帰れるようになってから1年間。原賠審のほうで出したのは、帰れるようになってから1年間というのに、僕ら帰っていないのにもう終わりですよと。ちょっとこれはおかしいのではないのかなと、そこまで僕らは受け入れなくてはならないのかなと。普通年収とかいろんなもので支払いというか、いろいろ決まるわけではないですか。それを10万円にして、今度自分たちが言った帰れるようになってから1年間と言ったのが、全然これ示されなくて、ただこの前は終わりですよと質問したら、そのまま持ち帰りしているわけです。今後のその対応、僕たちも行くのだったら行きますから、一緒に。ぜひとも今後要望ではなくて、交渉等を大臣に直接とかそういうのをやって、言いづらいことは僕たちも言うので、そういうお考えがあるのかをお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、中間貯蔵施設の搬入受け入れをとめるとか、そういったことに関しては、安全協定というこ

とで、双葉町にはその権利はございます。それは議員にお話しされるまでもなく、国に関しては違反、そういうふうなことがあった場合は、これは断固としてやらせていただくよということは申し上げております。そういうことがきちとなされていなければ、当然安全安心ということは確保されないわけですから、それも念頭に入れておりますし、この賠償について、まずその部分では私は常にこの被災している自治体の中の首長では、双葉は特殊ですよということは申し上げているつもりですし、この被害実態に見合った賠償の取り組みということは何度も何度も申し上げております。丁寧な賠償の対応をするからいいのではなくて、実のある対応をしていただきたいということは、常々国でも東京電力でも申し入れはしております。そういったことがきちとなされていない状況であったりすれば、これは町としてもきちとしかるべき判断をしていかななくてはならないと思っておりますし、中間貯蔵施設、福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗は、町の復興にとっては復興はもとより、福島県全体の復興を進める上では大切なことだというふうに考えております。

町として以前から申し上げておりますとおり、中間貯蔵施設、廃炉、賠償のいずれもしっかりと取り組んでいく必要があると考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、1つだけちょっとつけ加えさせていただきたいことがあるのですけれども、安全協定はわかります、町長。だけれども、中間貯蔵の話は国と全協等でしていたときに、ちゃんとその中の要綱で、多分ほとんどの議員さん、町長も覚えていると思うのですけれども、ちゃんと補償・賠償もきちとやってねということも頼んでいるはずなのです。ちゃんとやらないとだめだよと。だけれども、そこだけが例えば協定の部分で、安全協定といったら交通事故とかそういういろんなものがありますよね。事故等もいろいろありました。ただ、事故がないなんていうことはないの、なるべく被害が大きくならないように、ましてや今度町民が帰ってくる、町民との事故とかそういうのがないような対応をとってもらえればいいなと思います。

そういう安全協定はわかるのですけれども、その受け入れするよと言ったときに、ちゃんと町民の補償・賠償という話は全協とかそういうところでしていますよね。全協というのは、前はもう別に議事録も何もとらなくていいと。ただのあれだと。だけれども、平成19年の改正で議事録もあって、ちゃんとした会議になったわけです。そこに議事録というものがあるので、それを調べてでも、国はやりますと言ったのですから。ちゃんとやりますから、そういうのをやらせてくださいと。協定の部分は、確かに紙でちゃんとしたものはあると思うのですけれども、その部分は口約束かもしれないのですけれども、我々議員がこの場でうそをついてはいけないとかいろいろ制約があるわけです。それと変わらないようなところで国は発言しているので、それを行使していただきたい。

安全協定の中もわかります。だから、そっちのほうも今後中身として要望事項に、あのとき言ったでしょうということで交渉をしていていただきたいなと思います。

それでは、3番の双葉町復興計画について。復興計画は、何年後に戻った計画なのか。農業再生モ

デルゾーンは誰が何をつくるのか。復興産業拠点には、具体的に現在何件の企業が希望しているのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、双葉町復興計画について。まず、復興計画は、何年後に戻った計画なのかとのおただしであります。双葉町復興まちづくり計画（第二次）は、今後5年から10年程度かけて中長期的に取り組む町の施策を取りまとめたものであり、今般の福島復興再生特別措置法の改正により設けられた特定復興再生拠点区域制度が、認定から5年以内の避難指示解除を目指す制度であることを踏まえ、約10年後の目標人口を2,000から3,000人としております。

また、農業再生モデルゾーンでは誰が何をつくるのかとのおただしですが、二次計画の中で当面の事業化が考えられる例として、燃料作物や飼料用米の作付を想定としております。二次計画を見た方から、再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンでの事業の提案・相談なども来ておりますので、実現可能性を精査した上で、今後担い手探しを含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、復興産業拠点には、具体的に現在何件の企業が希望しているかとのおただしですが、町では中野地区復興産業拠点への町内事業者や新たな民間事業者の立地に取り組むこととしており、今年度の当初予算に企業誘致推進事業業務委託を盛り込み、復興産業拠点への企業誘致に向けて、本格的に動き始めたばかりです。今後も中野地区復興産業拠点の整備の進捗に合わせ、具体的な立地企業の決定に向けて取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ここでちょっと僕、誰が何をやるのかというのがあるのですけれども、今農業のほうで再生でエネルギーとかいろんな話をされたと思うのですけれども、これやるとしたらどこかで実績をある程度つくって今やっていないと、この5年後、10年後というのはなかなかできないと思うのです。であれば、こういう計画をちょっとスピードダウンしたほうがいいのではないですかということを、僕これに関しては言いたいのです。

なぜかという、先ほど言った双葉町の問題というのは町民の生活、避難生活の問題が僕は1番だと思います。それで、2番目というのは、この将来、つくるのはいいのですよ。今まで双葉町は箱物行政をやって、すごい下水道が一番の理由だったと思いますけれども、非常に破綻寸前までいった町なのです。だから、この復興計画、復興計画というよりも、これをじっくり、早くやっていいことはないではないですか。いいこともあるのでしょけれども、早くやってやるよりも、確実にやっていくために、この2番目に今後の双葉町の一般財源です、2番目は。本当に今はある程度の基金等はあると思います。だけれども、この10年ももたないと思うのです、町から離れられたら。自主的にこの双葉町の復興計画には、町の一般財源を稼ぐための何かをそこも入れないと、これ並行していかないと、建物できました。誘致しました。全部できましたよと。では、いざ入りませんよと。一般財源はないですよといったら、もう本当に双葉町はなくなってしまうと思うのです。

だから、そこでもう一つ提言させていただきますが、復興まちづくり計画の中にちゃんとした一般財源の確保ありますよね、確保。確保しないと、さっき言った同僚議員が言ったのもすごくいいことだと思うのです。トンパック1個、1立米に幾らと税金をかけるのは、町長難しいと思うのですよ、本当に。難しいと思いますけれども、ハードルを、ハードルというか、難しいということは頑張ればできるということだから。これは条例改正とか国の法律改正とかが必要だと思います。ただ、今回の復興大臣、地元、私たちの浜通りから出た復興大臣に、これだけはやってほしいと。でないと、結局双葉町の将来がないです。今5年後、10年後と言っていますよね。だけれども、30年後とか見たときに、この10年こうやってなっていってたら運営していけますか、双葉町。

今震災前は60億円、70億円の一般会計ですけれども、一般会計の予算を組んでいましたけれども、今はもう100億円を超えているのです。だから、そういうものを考えた中でこの復興まちづくり計画の中に一般財源分をどうやってとっていくか。逆に言えば、本当にさっき難しいと言われたそこから始まって何かないのか。中間貯蔵施設が来たとしても国の施設なので、あれ税金全然かからないのです。税収がないのですよ、あれ。本当にあれだけ取られても、税収が全然なくなっていく。基本的に厳しい。厳しい町にごみがあって、町民に住んでもらえなかったら税金が取れなくなって、一般財源確保が多分できないので、交付税はわかります。交付税はいつまでもらえるかわからないので、その先行きというか、先のことを考えたときの一般財源はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初の農業再生ゾーンです。こちらに関しては、議員おっしゃるとおり慎重に、担い手がまらずそろわない状況で農業再生するということは不可能ですので、そこは慎重にやっていきたいと思えます。

また、一般財源のお話、ご指摘がありました。このことにつきましては、中野地区の復興産業拠点、いわゆる企業誘致にかかわっていると思います。企業がどれだけ来て、どれだけ雇用を創出するか、そういったことが双葉町の一般財源の充実にかかわってくるのかなというふうに感じております。そういった意味では、今まさにここで公表するわけにはいきませんが、内々に打診のある企業があります。そういったところがきちっと来て、恒久的に双葉町に一般財源をもたらしてくれるような取り組みをしているかどうかというのもきちっと慎重に検討して取り組んでまいりたいと思えます。

フレコンの課税の話であります。非常に先ほど同僚議員の中の質問の中でもお答えしておりますが、厳しいということと、まず条例改正でできるかという、これはできません。これは、まず法律改正が伴わなければでき得ないことですので、その辺につきましては物すごいハードルだというふうに考えておりますが、それも含めた取り組みとしては、何らかの双葉町の一般財源化に向けて取り組みはしていかななくてはならないと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 一企業、大きな企業が来ても固定資産税、あと企業が入ってきていますよね。企業が入ってきたときに、本社がないと、営業所では税金いただけません。それで、ハードルが高いと、確かに皆さんおっしゃいますけれども、いろんな日本の制度ってありますよね。例えば特区制度。特区というのはその地域だけというような、結局国が推進してきている原子力事業がこれだけのあれをしたときに、何もなくてやるのではなくて、特区制度、法律改正しなくても特区で認めてもらえる。そこから進んでいけばいいと、これ3年も4年もかかるとは思うのですけれども、そこら辺を含めて今後検討をしていっていただきたいと思うのです。

町でだめだというよりも、国と話をして、特区である程度のことをやれば、あれだけのものがあそこにあって、税金を全然もらえないというのは、ちょっと町に実入りが無いというのは非常にもったいないので、そこしか今のところはないですけれども、また違う手が一般財源とかそういうのとれるようなものがあるのであれば、またそこも考えていなくてはならないですけれども、まずはいろんなことを考えながらぶつけてみて進まない、何も進まないと思うのです。「俺、きょう東京行くんだよな」と言ってここに座ったら、絶対行かないではないですか、電車か車に乗らなくては。それと同じで、今から次の担い手の子供たちが夢を持てるような、私たちの時代で何ができるのかということをやちゃんとやって、法律守りますよ、ちゃんと。守りましょうよって。国がやってくれないのだったら、守りますから特区制度下さいとか、そういうのを特区の中でも僕はいけるのかなと思っています。

条例改正は、多分それができればできるはずだと思うのです。だから、そういうのも含めて今後のことを考えて、双葉町を何とかしていかななくてはならないと思いますが、それに関して特区制度等いろんなものがあると思うのですけれども、今後そういうもので検討していただけるかどうか。検討というか、そういうものもちょっと潰していったらいいと、やれるかやれないかという、全然手をつけないのではなくて、そういうのをどうなのかちょっとお伺いして、僕の一般質問を終わりたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

特区についてご指摘ありましたことについて、可能性があるかどうか、まずそういったことも含めて検討するということと、フレコンの先ほどの迷惑料といいますか、税金といいますか、そういったものにかわるようなものも含めてできるものが何かあるのかどうかも今後取り組んでいきたい、そういうふうに思います。

○議長(佐々木清一君) これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

(午前11時12分)

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成29年第2回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年6月15日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第36号 専決処分の承認について
専決第 2号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 議案第37号 専決処分の承認について
専決第 3号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第38号 専決処分の承認について
専決第 4号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第39号 専決処分の承認について
専決第 5号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認について
専決第 6号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第41号 専決処分の承認について
専決第 7号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第42号 専決処分の承認について
専決第 8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第43号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第44号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第45号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形彰宏君 | 2番 | 石田翼君 |
| 3番 | 羽山君子君 | 4番 | 高萩文孝君 |
| 5番 | 菅野博紀君 | 6番 | 清川泰弘君 |
| 7番 | 岩本久人君 | 8番 | 佐々木清一君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|--------|
| 町長 | 伊澤史朗君 |
| 副町長 | 金田勇君 |
| 教育長 | 館下明夫君 |
| 総括参事 | 武内裕美君 |
| 秘書広報課長 | 板倉幸美君 |
| 総務課長 | 舶来丈夫君 |
| 復興推進課長 | 平岩邦弘君 |
| 戸籍税務課長 | 山本一弥君 |
| 産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長 | 志賀睦君 |
| 建設課長 | 猪狩浩君 |
| 住民生活課長 | 松本信英君 |
| 健康福祉課長兼 青年婦人会館長 | 橋本仁君 |
| 生活支援課長 | 志賀公夫君 |
| 会計管理者 | 井戸川陽一君 |
| 教育総務課長 | 高橋秀行君 |
| 代表監査委員 | 石川雄彦君 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 山下正夫 |
| 書記 | 高橋春枝 |

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第36号から日程第11、諮問第1号までは、それぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第36号 専決処分の承認について、専決第2号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第37号 専決処分の承認について、専決第3号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款療養給付費交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款前期高齢者交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第38号 専決処分の承認について、専決第4号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第39号 専決処分の承認について、専決第5号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第40号 専決処分の承認について、専決第6号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第41号 専決処分の承認について、専決第7号 双葉町税

条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第41号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第42号 専決処分の承認について、専決第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第43号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第44号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 6月8日の全員協議会の場でも説明をいただき、さらには私もその場で意見を述べさせていただきました。双葉駅の自由通路等整備基礎調査業務委託料についてですが、やはり双葉駅の整備を進めていくのであれば、町民の利便性を考慮したエレベーターの整備や橋上駅など町の復興シンボルとなるような事業展開を見据えて、今回の基礎調査を行ってほしいと思いますので、町長のお考えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員のご質問にお答えいたします。

今ご指摘のあったことに対して、十分検討させていただきたいと思います。

（「よろしく願います」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） その他質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 危険木除去事業委託なのですけれども、先日も山火事等もあったので、危険木だけではなくて、山道ですか、非常にそこに入っていけなくて火事が長引いたという一つの原因にもなっているので、そういう事業も今後どういうふうにやっていくのか。どういうふうにやっていくのかというよりも、今後そういう林道とか整備も行っていくのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいま菅野議員から質問でありましたそのことにつきまして、産業課長のほうに説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 志賀産業課長。

○産業課長（志賀 睦君） 菅野議員のご質問について説明させていただきます。

山火事につきまして、今後林道に関しても福島県と協議しながら、年内中に現地を踏査して被災状況を確認し、今後整備していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第45号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号について原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成29年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時20分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 岩 本 久 人

署名議員 尾 形 彰 宏